

令和 8 年横瀬町農業委員会第 7 回総会議事録

1. 開催日時 令和 8 年 8 月 2 5 日（火）午後 4 時 3 0 分から 4 時 4 0 分

2. 開催場所 横瀬町役場

3. 出席委員（1 3 人）

会長	1 0 番	大 場 保 孝
会長職務代理者	2 番	町 田 裕
農業委員	1 番	村 越 則 人
	3 番	長 嶋 隆 夫
	4 番	高 野 直 政
	5 番	長 島 教 夫
	6 番	町 田 文 利
	7 番	大 野 雅 弘
	8 番	長 島 成 子
	9 番	八木原 智 宏
農地利用最適化推進委員	第 1	中 光 敏
	第 2	町 田 幸 広
	第 3	町 田 勝 一

4. 欠席委員（なし）

5. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会期の決定

第 3 議案第 1 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	長 嶋 昭 浩
書記	山 中 信 博

7. 会議の概要

議長 それでは、皆さんおそろいですので、始めさせていただきたいと思います。

本日は、委員全員の方に出席をいただいております。会議規則第6条の規定による定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第7回農業委員会を開会いたします。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが、慣例により議長よりご指名を申し上げたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

議長よりご指名申し上げます。

8番、長島委員、9番、八木原委員のご両名をお願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

本日の議事は、議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件です。

会期は本日1日間にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議長 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

日程第3、議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件を議題といたします。

議案第11号について、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、議案第11号について説明をさせていただきたいと思います。

議案第11号の農地の地番につきましては、議案書の地番にあります2筆となっております。台帳地目は畑、現況地目 畑で、計画面積は1,245平方メートルでございます。譲受人は横瀬町在住の方で、譲渡人は秩父市に在住の方でございます。申請理由は、キャンプ場用地として申請をされております。

2枚めくっていただきますと案内図でございます。案内図でご説明を申し上げます。場所につきましては、申請地の場所は芦ヶ久保地区にあります県道小川線の松枝橋から名栗方面へ南東約400メートル程度にある農地となっております。

本申請の概要といたしましては、譲受人が当該農地をキャンプ場用地として農地転用を行うものでございます。現地の状況としましては、まず農地区分が小集団で生産性の低い第2種農地に該当し、周辺環境を見ましても農地が少ない地域であるため、周辺への営農環境に与える影響は極めて軽微であると見込まれております。

また、申請地が山林に隣接しておりますので、関係機関及び申請者との調整により直火及びたき火の禁止、鳥獣害対策として生ごみ等の確実な処分、利用者の安全確保としてクマスプレーの貸出しなどの対策が講じられる計画となっております。

なお、今後については隣地所有者への挨拶、そして境界査定などを行い実施するとのことでございます。

以上のことから、総合的に勘案した結果、本転用は妥当であり、転用もやむを得ないものと判断をいたします。

以上、概要の説明を申し上げます。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明を終了します。

続いて、担当委員の説明に移ります。

担当委員の町田推進委員、お願いいたします。

町田(勝)推進委員 上程されました議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について所見を申し上げます。

申請書並びに添付書類を精査し、8月19日午後4時頃、補助委員の村越農業委員と現地確認を行いました。場所は、芦ヶ久保地区にあります松枝橋から南東、名栗方面に約400メートル程度にある農地で、事務局の説明がありましたが、譲受人がキャンプ場として転用する申請でございます。農地区分としては小集団の生産性の低い第2種農地であるということ、周辺農地に与える影響が極めて少ないものと考えられるため、転用はやむを得ないと思います。

皆様のご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

議長 続きまして、補助委員の説明に移ります。

補助委員の1番、村越委員、お願いいたします。

村越委員 上程されました議案第11号について所見を申し上げます。

8月19日午後4時頃、町田推進委員と現地確認を行いました。場所は、

芦ヶ久保地区、松枝橋から南東に約400メートルになります。

町田推進委員の説明にもありましたが、譲受人がキャンプ場として転用する申請でございます。対象地は生産性の低い第2種農地であり、周辺の農地も少ないこと、周辺農地への影響は極めて少ないと判断でき、また野生鳥獣への対策も行われることから、転用はやむを得ないと考えます。

皆様のご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長 以上で担当委員の所見を終了いたします。

続いて、質疑に移ります。

何かご質問等ございますか。ございませんか。

町田(文)委員 理由書がついているのですけれども、内容的には承諾書が本人に出会えなくて取れなかったということの理由書なのですが、承諾書は必要ないのですか。

事務局 本来は不要なのですが、隣地に挨拶がちょっと済んでいないということで、これを入れていただきました。今後については、やはり境界の関係もありますから、一度必ずお会いをして境界査定をし、「キャンプ場をやりたい」という話をしてから進めたい、というふうにお話は伺っています。

議長 ほかにございますか。ありませんか。

〔「なし」〕

議長 質疑なしと認めます。

それでは、お諮りをいたします。上程中の議案第11号につきましては、許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

〔挙手全員〕

議長 全員賛成です。

よって、議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件につきましては、許可相当の意見を付して県知事宛てに進達することに決定いたしました。

ここで、会議録での字句の整理についてお諮りいたします。

会議中の発言に際しましては、不適當あるいは不備な点がございましたら、議長において整理をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」〕

議

長 異議なしと認めます。

よって、そのように処理をさせていただきます。

本日委員会で審議すべき議案は全て終了いたしました。これをもちまして閉会いたします。

(午後 4時40分)